

法人キャッシュカード規定

2021年4月26日 改定

法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は「たかしんキャッシュカード規定」（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1. カードは、預金機を使用して普通預金に預入れる場合、支払機を使用して普通預金を払戻す場合、および振込・振替を行う場合に利用することができます。
なお、カードは当金庫の本支店、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行で使用できます。ただし、ゆうちょ銀行およびローソン銀行では振込・振替のご利用はできません。
2. カードは、お届けの代表者が使用し、カードおよびカードで使用する暗証番号は、カード使用者が責任をもって管理してください。
3. 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。
4. 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正利用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。
5. 代理人を変更する場合、または社名（団体名）を変更する場合は、当金庫所定の手続によりカードを再発行します。変更前のカードは当店に返却してください。
6. 規定の変更
 - (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
 - (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
 - (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上